

【懇話会委員からの条例項目に関する意見①】

権限・役割・責務

【市民の権利】

- ・年齢や性別等に関係なく安全安心な暮らしを営む権利がある。
- ・市政に関する情報を知る権利がある。
- ・政策の策定から実施までの過程に参加する権利がある。
但し、参加しないことで差別等不利益を得ない。
- ・市政への提言を行う権利がある。
- ・子どもたちや未成年が市政やまちづくりへ参画する権利がある。

【市民の責務・役割】

- ・主体的にまちづくりに参加しなければならない。
- ・まちづくりにおいて、互いに権利を認めあい、意思を尊重し、協力しなければならない。
- ・郡上市の自然環境に配慮し、豊かな地域社会づくりとその継承を図らなければならない。
- ・市長並びに議員選挙等における投票権の行使。

【議会の責務・役割】

- ・その権限を行使することにより、自治の発展及び市民の福祉向上に努めなければならない。
- ・情報を公開し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。
- ・住民の負託を受けた市議会議員により構成され、郡上市域全般の状況を把握し、健全な市政運営に資する活動を行わなければならない。
- ・この条例の理念や原則を守らなければならない。

【首長の責務・役割】

- ・多様化する市民の行政需要に対応した行政運営を行うため、職員の能力の向上に積極的に図らなければならない。
- ・住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して暮らせるまちづくりに寄与するよう努めなければならない。
- ・市民の意見等を進んで聞く機会を設けるよう努めなければならない。
- ・市民の市政及びまちづくり参画のため知る権利と参加する権利を保障しなければならない。
- ・市民生活の安全を守り、民主的・能動的な行政運営を図るよう努めなければならない。
- ・この条例の理念や原則に沿った市政運営に努めなければならない。

市民参画・協働

【意見公募手続制度】

- ・別に定めるところにより、重要な計画及び政策の策定又は変更について事前に案を公表し、市民の意見を求める。
- ・誰でも参加でき、且つ参加しやすく、意見に対して差別を受けない。
- ・アンケートや意見交換会等の実施、意見投書箱の設置により公募を行う。
- ・パブリックコメント(郡上市パブリックコメント制度実施要綱)

【附属機関への参加】

- ・中立性、公平性及び専門性に配慮するとともに、積極的な市民公募を実施する。
- ・定員の半数以上の市民公募委員を加える。
但し、市民公募が同じ人ばかりの場合とならない対策が必要である。
- ・男女比、年齢、職種、地域性の考慮が必要である。
- ・会議は原則として公開とする。

【住民投票】

- ・市政に係る重要事項について、直接住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。
- ・議員及び市長の選挙権を有する住民の総数の6分の1以上の連署をもって、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。
- ・住民投票の請求があった場合の速やかな対応と投票結果を重視する。
- ・規定のみ条例に盛り込み、実施に必要な事項は事案ごとに別で定める。

【住民自治の推進】

- ・振興事務所単位若しくは自治会単位での分権が考えられる。
- ・自治会組織の存続を含め、最少のエリアとしたい。
※市民の中には、旧町村内に存在した小さな地域が合併でなくなってしまった印象を持たれる方もみえる。
- ・地域特性を活かし、地域の力が発揮されるまちづくりが行われるような整備をすすめる。
- ・地域の意見が集約される仕組みを整える。
- ・法律(地方自治法)に基づいた地域自治区を設置する。
- ・法律(地方自治法)にとられない別に条例で定めるところによる地域自治区を設置する。

【市民協働センター】

- ・協働によるまちづくりの推進を目的とした市民協働センターを設置する。

市政運営

【情報公開】

- ・市民の知る権利を保障する。(情報の共有、情報公開、情報収集及び管理等)

【個人情報保護】

- ・市条例に則った個人情報の保護を行う。

【会議公開の原則】

- ・原則として審議会等の会議及び協議内容を公開する。

【行政評価】

- ・評価結果を施策や組織改善等に反映させる。

【財政運営の基本事項】

- ・財政内容や運営に係る公開を行う。
- ・総合計画に連動した財政運営を行う。

【意見、要望、苦情等への応答】

- ・市民からの意見等への誠実な対応のための職員教育と体制を整える。

【総合計画】

- ・市の政策を定める最上位のものであることを明記する。
- ・議決を経て策定する。

【説明責任】

- ・政策立案、実施、評価等各段階における、市民へのわかりやすい説明を行う。

【この条例の検討、見直し】

- ・時代の変化に対応した見直しが必要である。
- ・一定の市民参画の下で検討や見直しを行う。

【危機管理】

- ・市民向けの災害や事故に対する知識や技術取得の機会を提供する。
- ・既存の様々な年代や分野の団体や組織が連携しやすいような環境を整える。

【自治体、国等他機関との連携、協力】

- ・郡上市のみでは対応できない課題については他機関と連携する。

■用語の定義

- ・「市民」郡上市を愛する人々(郡上市出身者を含む部外者、ふるさと市民等)の参画があってもよい。
- ・「市」「執行機関」自治法上での解釈があるため、定義の必要はない。
- ・「地域」の定義を明確にする必要がある。

平成16年3月の合併以降、旧7町村の行政区域を「地域」として呼称し「〇〇地域」としているが、市民の中には、旧町村ごとに存在した小さな地域が合併によりなくなってしまったという印象を持たれる方がいる。

「地域」の定義について、今まだ守られているコミュニティ(自治会組織)の存続を含め、最少のエリア(人が見える、人の声が聞こえる、文化が共有できる)としたらどうか。

■全体についての意見

- ・現在定められている関係行政法等への関連付けや上乗せのようなかたちで、市民や行政を「縛る」条例を制定する必要があるのか疑問を持つ。部門個々にある関係行政法等をまちづくりに関連付けたい意向もできるが、もっと単純化の方が良いと考える。

現在、懇話会で行っているのは、より良い(住みやすい)地域を目指すために、行政を含め市民全体がそれぞれの(権利・義務・役割)を認識し行動することについて、整理しながら文章化を行っているものと理解しているが、郡上市には基本的理念等が明示された「郡上市民憲章」が制定されており、それを具体的に実現していくための手法や努力目標を提示することの方が大切ではないかと考える。

- ・この条例制定にむけての大切なコンセプトは「住民が主体的に自分の人生を生きていくため、行政、市民それぞれの権利・義務・役割などをルール化し、それを実現していく方法・手段をわかりやすく明確にすること」と理解している。この(仮称)自治〇〇条例の願いの可否については、市民の課題意識レベルによって決まってくると考える。市民がもっと学習し、課題に気づき、課題意識を高めていくことが必須条件であり、そうした人材的支援を含めた環境整備(学ぶ場所、身近な課題資料等整備、世話人・指導助言者の配置)が重要である。
- ・行政においては、市民協働を推進していく上での、職員自身の理解や事務事業の中で意図的、計画的にすすめていけるマニュアルが必要であり、特に市民の地域活動を推進していくうえで、(そのことによって結果的に自治が高まっていく)地域の世話係りの配置が重要だと考える。(地域防災や地域福祉に関連する行政事務を兼務することもアイデアとして考えられる。)

■参考事例に対する疑問点

- ・自治体規模や成り立ちの違う「豊田市」を参考とされた理由について確認したい。

説明⇒自治基本条例のかたちとして、次の4つがあげられます。

「理念条例」自治の基本理念のみ

「準自治基本条例」自治の基本理念、自治の主体としての市民、行政・議会の組織・運営・活動に関する事項からなる

「行政基本条例」行政運営に関するものだけに特化している。

「フルセット型」自治の基本理念、自治の主体としての市民、行政・議会の組織・運営・活動に関する事項、市民・市民団体の活動に関する事項が網羅されている

岐阜県内の自治体をはじめいくつかの自治体の自治基本条例を確認した中で、海津市が参考とされた豊田市は「フルセット型」であり、項目に関する解説資料もわかりやすくまとめられていることから、郡上市での条例制定に関する項目を研究するにあたり適切だと考えました。